

令和7年度答申第17号
令和7年7月10日

諮問番号 令和7年度諮問第14号（令和7年6月4日諮問）
審査庁 国土交通大臣
事件名 建築基準適合判定資格者に対する業務禁止処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、国土交通省A地方整備局長（以下「処分庁」という。）が、建築基準適合判定資格者である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、建築基準法（昭和25年法律第201号。令和5年法律第58号（令和6年4月1日施行）による改正前のもの。以下同じ。）77条の6第2項の規定に基づき、令和5年1月12日から同月21日までの10日間、建築物の計画に係る確認検査の業務を行うことを禁止する処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- （1）建築基準法6条1項柱書き及び同項4号は、建築主は、都市計画区域における建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（同法並びにこれに基づく命令及び条例の規定その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。）に適合するもの

であることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない旨規定する。建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）9条は、建築基準法6条1項の政令で定める規定は、施行令9条各号に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする旨規定し、同条12号は、都市計画法（昭和43年法律第100号）53条1項掲げる。

建築基準法6条の2第1項は、同法6条1項各号に掲げる建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、同法77条の18から77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者（以下「指定確認検査機関」という。）の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は同法6条1項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす旨規定する。建築基準法6条の2第5項は、同条第1項の規定による指定を受けた者は、同項の確認済証の交付をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより確認審査報告書を作成し、当該確認済証の交付に係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁（建築主事を置く市町村の区域においては当該市町村の長をいう（同法2条35号）。）に提出しなければならない旨規定し、同法6条の2第6項は、特定行政庁は、同条5項の規定による確認審査報告書の提出を受けた場合において、同条1項の確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した同項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならないとし、この場合において、当該確認済証はその効力を失うと規定する。

（2）建築基準法77条の24第1項は、指定確認検査機関は、同法6条の2に定める確認検査を行うときは、確認検査員に確認検査を実施させなければならない旨規定し、同法77条の24第2項は、確認検査員は、同法77条の58第1項の登録を受けた者のうちから、選任しなければならないと規定する。同項は、建築基準適合判定資格者検定に合格した者は、国土交通大臣の登録を受けることができると規定する（以下当該登録を受けている者を「建築基準適合判定資格者」という。）。

（3）建築基準法77条の62第2項は、国土交通大臣は、建築基準適合判定

資格者が同項各号のいずれかに該当するときは、1年以内の期間を定めて確認検査の業務を行うことを禁止し、又はその登録を消除することができると規定し、同項5号は、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたときと規定する。

(4) 都市計画法53条1項は、都市計画施設の区域内等において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない旨規定している。同法4条6項は、この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた同法11条1項各号に掲げる施設と規定し、同項2号において、公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地を掲げている。

(5) 都市計画法14条1項は、都市計画は、国土交通省令で定めるところにより、総括図、計画図及び計画書によって表示するものとする規定しており、同条2項柱書き及び同項7号は、計画図及び計画書における区域区分の表示又は都市計画施設の区域の表示は、土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が都市計画施設の区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならない旨規定する。

都市計画法20条2項は、都道府県知事及び市町村長は、国土交通省令で定めるところにより、同法14条1項に規定する図書又はその写しを当該都道府県又は市町村の事務所に備え置いて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法により公衆の縦覧に供しなければならない旨規定し、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）9条1項柱書き及び4号は、都市計画法14条1項の総括図は、都市施設に関する都市計画について、都市施設のおおむねの区域又は位置を表示した縮尺2万5000分の1以上の地形図とする旨規定し、都市計画法施行規則9条2項は、都市計画法14条1項の計画図は、縮尺2500分の1以上の平面図とする旨規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

(1) 建築基準適合判定資格者である審査請求人は、主要用途を一戸建ての住宅とする建築物（以下「本件建築物」という。）の計画（以下「本件計画」という。）について、指定確認検査機関であるB社（以下「本件指定確認検査機関」という。）が選任した確認検査員として、確認検査の業務を行った。本件指定確認検査機関は、令和4年5月25日付けで、本件計画につ

いて、審査請求人が行った確認検査の結果に基づき、確認済証を交付した。
(建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証、建築基準適合判定資格者処分通知)

- (2) 本件建築物の所在地を所管する建築基準法2条35号に規定する特定行政庁であるC市長は、令和4年7月13日付けで、本件指定確認機関に対し、本件計画は、都市計画施設(D緑地。以下「本件緑地」という。)の区域内に建築物を建築しようとする計画であるにもかかわらず、都市計画法53条1項の許可の受付を受ける前に本件指定確認機関が確認済証の交付を行っていることから、建築基準法6条1項の建築基準関係規定に適合しない旨通知し、これにより、本件計画の確認済証はその効力を失った。その後、同市長は、国土交通省E地方整備局に対し、本件計画は都市計画法53条1項の規定に適合しないと認める旨の通知を本件指定確認検査機関に対してしたことを情報提供した。

(建築基準法第6条の2第6項の規定に基づく通知に伴う情報提供について、
建築基準法6条の2第6項の規定による適合しないと認める旨の通知書)

- (3) 処分庁は、令和4年12月20日、審査請求人に対し、審査請求人が、本件計画に係る確認検査員として、過失により、本件計画が都市計画法53条1項の規定に適合しない(本件建築物は都市計画施設の区域内にあるため、建築するには同項に基づく許可が必要であるにもかかわらず、当該許可を取得していない。)ことを見過ごし、本件指定確認検査機関に確認済証を交付させたことが、建築基準法77条の6第2項5号に該当するとして、令和5年1月12日から同月21日までの10日間、確認検査の業務を行うことを禁止する本件処分をした。

(建築基準適合判定資格者処分通知)

- (4) 審査請求人は、令和5年3月20日、審査庁に対し、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和7年6月4日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) C市の都市計画情報(C市公開型GIS)の誤りについて

審査請求人は、本件計画の確認検査に当たって、C市が公開している地図

情報システムであるC市公開型G I S（以下「公開型G I S」という。）で検索した結果、本件緑地が都市施設（原文ママ。以下同じ。）に該当しないことを確認した上で、都市計画法53条1項に基づく許可は不要であると判断したのであり、確認検査を適正に行っているから、審査請求人には過失がない。また、審査請求人は、C市建築指導課に電話し、公開型G I Sで検索した本件緑地の内容について問い合わせたところ、担当者（氏名不詳）から明確な回答が得られず、河川排水課で確認するように指示を受けたので、河川排水課に河川法の許可の可否を確認した。

公開型G I Sは、指定確認検査機関にとって、確認検査を適正に実施するために必要不可欠な基準情報であり、かつ、唯一無二の「真実・真正」の情報であると考えられるしかいたため、これによって適合判断を行っているところである。しかし、公開型G I Sで公開されている都市施設の情報は、以下のとおり、偽りの情報である。

公開型G I Sの閲覧の手順に基づき、用途地域等の都市計画情報を印刷すると、C市の用途地域図が得られる。C市では、当該用途地域等の公開に際し、独自の基準によって「用途地域」、「都市施設」、「公園・緑地等」及び「都市計画道路」の4項目に区分し、このうち「都市施設」の項目は8つの地域・地区として表示されるものの、これらは都市計画法上の都市施設とは全く異なることから、明らかな間違いであり、都市計画法の規定から逸脱している。

また、公開型G I Sでは、本件緑地が都市施設に分類されておらず、都市計画法で定める都市施設ではない、いわゆる法定外の「公園・緑地等」として分類され、風致地区や生産緑地とともに表示されている。

したがって、公開型G I Sで公開している都市施設は、偽りの情報であって、本来開示されるべき真実・真正の都市施設の情報は、未だ公開されていない。

なお、処分庁が、公開型G I Sの利用上の注意として、公開型G I Sの情報が都市計画その他の内容を証明するものではなく、詳細な情報は、C市役所の窓口で確認くださいなどと記載されていると指摘することは、処分庁が、公開型G I Sの「都市施設」の表示内容が都市計画法の規定に抵触しているという事実を認めたことにほかならない。また、利用上の注意や免責事項は、公開型G I Sの「都市施設」の情報自体が正しいときにのみ主張できるものであり、当該「都市施設」の内容が誤情報である場合には

主張できない。にもかかわらず、利用上の注意や免責事項を記載していることをもって、本件計画の都市計画法53条1項への不適合の見過ごし、審査請求人の過失であるとし、誤情報を掲載したことを隠ぺいするような対応はあってはならない。

(2) 過失の認定について

本件処分は、処分基準である「建築基準法第77条の62第2項の規定に基づく建築基準適合判定資格者の処分等の基準」（平成18年5月9日国住指第525号。令和6年国住指第454号による改定前のもの。以下「処分等基準」という。）の適用において誤っている。

処分等基準の「建築基準適合判定資格者の処分等の基準について（補足）」の1において、「確認検査における過失が認められる場合には、処分等を行うこととし、過失が認められない場合には処分等を行わないこととする」と定められていることに照らすなら、C市が公表している公開型GISの誤情報を信頼したにすぎない審査請求人には「過失」がない以上、処分されるいわれはない。

また、審査請求人は、本件計画が建築基準関係規定に適合しないという事実が明らかになった令和4年6月13日に、建築主に連絡して速やかに工事の中止を求め、同月15日には当該建築主から「工事取止届」を受理するなど、「速やかに法違反等の状態を解消するために自主的に措置」を採っているから、処分等基準5（4）ロ「処分を軽減できる場合」のただし書の「特に情状を考慮すべき事情があると判断できる場合には、文書注意とすることができる」が適用されるべきである。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員の意見の概要は次のとおりである。

1 争いのない事実について

本件処分の前提となる、本件建築物は都市計画施設の区域内にあるため、建築するには都市計画法53条1項に基づく許可が必要であるにもかかわらず、当該許可を取得していなかったこと、審査請求人は、建築基準法6条1項及び建築基準法施行令9条の規定により、都市計画法53条1項への適合を確認することとされているところ、結果として同規定への不適合を見過ごし、本件指定確認検査機関に確認済証を交付させたことについては、争いが

また、公開型G I Sの「各種法規制等の地図（都市計画図）」においては、用途地域、都市施設、公園・緑地等及び都市計画道路によりレイヤー分けされており、都市計画法上の都市施設に当たる本件緑地については、都市施設のレイヤーではなく、公園・緑地等のレイヤーに表示されていたこと、公開型G I Sの利用規約においては、「権利や義務の発生するものなど重要な事項の情報は、必ず、該当担当課又は担当機関等にご確認下さい。」、「本システムは、地図及びデータ作成上の誤差を含んでいます。詳細な内容については、必ず該当担当課又は担当機関等にご確認下さい。」等の記載がされており、利用に当たっては、当該利用規約に同意することとされている点については、争いがない。

2 論点①（審査請求人の過失）について

処分庁は、審査請求人による本件計画の都市計画法53条1項への不適合の見過ごしについて、審査請求人の過失によるものであると認定し、本件処分を行ったものであるが、審査請求人は、唯一無二の確認手段である公開型G I Sにおいて誤情報を公開しているC市に責があり、かつ、C市建築指導課にも確認をしたから、過失による見過ごしではないと主張している。これに対し、処分庁は、公開型G I Sには利用規約があり、権利、義務の発生する行為など都市計画の位置情報が正確に必要な場合には、C市役所都市計画課または建築指導課窓口を確認する必要があるが、審査請求人によるC市への問い合わせが適切なものであったとの事実は認められないと主張している。

前記1に記載した事実及び関係法令に基づけば、公開型G I Sにおける都市施設のレイヤーが、必ずしも都市計画法11条に従った分類でないことは明らかである。この点につき、審査請求人は、C市が公開する情報については、利用規約に記載されている「免責事項」等にかかわらず、「当該誤情報を唯一無二の「真実・真正」の情報であると考えられない」と主張する。しかし、「第12版 都市計画運用指針」（令和4年4月）において、公開型G I Sのような都市計画情報の整備等の措置を採ることが望ましいと記載されているものの、都市計画法20条においては、同法14条の図書については事務所に備え置いて一般の閲覧に供する方法等を採ることと規定されており、公開型G I Sのような方法での都市計画情報の整備が法令上義務付けられているものではない。加えて、公開型G I Sの利用に際しては、「都市計画の位置情報が正確に必要な場合は担当部署の窓口で確認ください」との利用規約に同意の上で利用することとされていた。

上記を踏まえれば、審査請求人は、公開型GISに記載の情報が必ずしも都市計画法11条の規定に従った分類でないことを確認した上で、本件建築物の敷地が都市計画法に基づく都市計画施設の区域内に位置しているかどうかについて、都市計画部局に確認するといった対応を採るべきであり、それにより都市計画法53条1項への不適合の見過ごしは回避することが可能であったと考えられる。

なお、審査請求人は、C市建築指導課に電話し、公開型GISで検索した本件緑地の内容について問い合わせたところ、担当者（氏名不詳）から明確な回答が得られず、河川排水課で確認するように指示を受け、その上で河川排水課に河川法の許可の要否を確認したと主張しているものの、審査請求人が建築指導課に問い合わせた事実が確認できる客観的な証拠は提示されていない。

以上のことから、審査請求人が本件計画の都市計画法に基づく規制への不適合を見過ごしたことについて、審査請求人の過失を認めた処分庁の判断は妥当であると考えられる。

3 論点②（処分内容の妥当性）について

審査請求人は、本件処分につき、審査請求人には過失がないこと及び法違反等の状態の解消を自主的に行ったことを考慮し、「特に情状を考慮すべき事情があると判断できる場合」に該当するため文書注意が適用されるべきであると主張している。

審査請求人は、本件計画が建築基準関係規定に適合しないという事実が明らかになった後、建築主に連絡して、速やかに工事の中止を求め、連絡した2日後には建築主から工事取止届を受理したことは、処分等基準5（4）ロただし書の特に情状を考慮すべき事情があると判断できる場合に該当すると主張するが、処分等基準5（4）ロに列記されている事項は、処分を軽減するに足りるほどの事情が存在する場合に限り適用すべきと考えられるところ、審査請求人の対応は、単に不適合の事実を建築主に連絡し、工事の中止を求めたのみであり、不適合の見過ごしがあった場合に確認検査員として当然に行うべきものであって、処分等基準にある「法違反等の解消を『自主的に』行った」ものとはいえないため、処分等基準5（4）ロただし書の「特に情状を考慮すべき事情があると判断できる場合」に該当するとの主張について正当性は認められない。

以上のことから、処分庁が、建築基準法77条の62第2項及び処分等基

準に基づき、建築基準適合判定資格者である審査請求人に対して行った、10日間の確認検査の業務を行うことを禁止する処分は、妥当なものと考えられる。

4 結論

上記のとおり、本件処分には違法又は不当な点はない。このため、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和7年6月4日、審査庁から諮問を受け、同月26日及び同年7月10日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和7年6月17日及び同月27日、審査請求人から、同月18日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によれば、本件では、審査請求の受付（令和5年3月20日）から当審査会への諮問（令和7年6月4日）まで約2年2か月半もの期間を要しているところ、①審査請求人からの反論書の差し替えの提出（令和5年6月7日）から審理終結（令和7年3月10日）まで約1年9か月を要している。また、②審査庁に対して審理員意見書及び事件記録が提出（同月17日）されてから、当審査会への諮問（同年6月4日）まで、約2か月半を要している。これらの理由について審査庁に照会したところ、①については、反論書の差し替えの提出後、審理員の変更もあり、審理員意見書の作成に時間を要したため、②については、関係書類の確認、整理等に時間を要したためと回答があった。

しかし、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められず、審査庁は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項）を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

- (2) 前記(1)で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 審査請求の利益の有無について

本件処分は、審査請求人に対し、令和5年1月12日から同月21日までの10日間、確認検査の業務を行うことを禁止するものであり、その期間は

既に終了している。

しかし、処分等基準 5（3）には、「過去に処分を受けている場合の取扱い」として、処分の日の直近 3 年間に業務禁止を受けている建築基準適合判定資格者に対し再び業務禁止を行う場合においては、その期間は、処分等基準 5（1）（一般的基準）及び（2）（複数の処分事由に該当する場合等の取扱い）に従い決定された業務禁止の期間に処分の日の直近 3 年間に業務禁止を受けた回数に 1 を加えた数を乗じた期間とする（ただし、当該期間が 1 年を超える場合には、登録の消除を行うものとする。）旨掲げられている。

したがって、審査請求人が本件審査請求によって本件処分の取消しを求めた利益は、現在も存在しているものと認められる。

3 本件処分の適法性及び妥当性について

本件処分は、建築基準適合判定資格者である審査請求人が、本件計画の確認検査において、過失により、本件建築物が都市計画法 5 3 条 1 項の規定に適合しない（本件建築物は都市計画施設の区域内にあるため、建築するには同項に基づく許可が必要であるにもかかわらず、当該許可を取得していない）ことを見過ごし、本件指定確認検査機関に確認済証を交付させたことが、建築基準法 7 7 条の 6 2 第 2 項 5 号の「確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をした」に該当するとして行われたものである。

（1）審査請求人の過失の有無について

ア 都市計画法 5 3 条 1 項の適用の有無について

都市計画法 5 3 条 1 項は、都市計画施設の区域内等において建築物の建築をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない旨規定しているところ、審査庁から令和 7 年 6 月 1 7 日付けで提出された都市計画図及び同月 2 7 日付けの主張書面によると、本件建築物は都市計画施設である本件緑地の区域内であることが認められるから、本件計画の建築主は、都市計画法 5 3 条 1 項の許可を受けなければならない。

イ 審査請求人の確認検査が適正であったかについて

（ア）審査請求人は、本件計画の確認検査に当たって公開型 G I S で検索した結果、本件緑地が都市計画施設に該当しないことを確認した上で、都市計画法 5 3 条 1 項に基づく許可は不要であると判断し、確認検査を適正に行ったと主張する。

建築基準法 6 条 1 項、6 条の 2 第 1 項及び 7 7 条の 2 4 第 1 項は、建築物の計画について確認検査を行う確認検査員は、当該計画が、都市計

画法５３条１項を含む建築基準関係規定に適合するものであることを確認しなければならず、同法５３条１項は、都市計画施設の区域内等において建築物の建築をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない旨規定している。また、同法１４条１項は、都市計画は、国土交通省令で定めるところにより、総括図、計画図及び計画書によって表示するものと規定し、同法２０条２項は、同法１４条の図書については事務所に備え置いて一般の閲覧に供する方法等を採用することとする旨規定している。

以上によれば、本件計画の確認検査員である審査請求人は、本件計画の確認検査に当たって、都市計画法５３条１項に適合しているかどうかを確認するため、本件建築物が都市計画施設の区域内等に存在するかどうかを、Ｃ市の都市計画を表示した総括図、計画図及び計画書に基づいて確認する必要があった。

（イ）審査請求人は、公開型ＧＩＳを用いて確認検査をしたと主張するところ、公開型ＧＩＳの整備は法令上義務付けられているものではなく、都市計画運用指針Ⅲ－２の６では、各地方公共団体は「都市計画の図書として作成されている総括図、計画図、計画書について、可能な限り、常に住民が容易に閲覧・入手が可能な状態にしておくことが望ましい。この場合、地域の実情に応じて、都市計画情報の整備（地理空間情報としてのデジタル化を含む。）、都市計画図書の管理の充実、都市計画情報センターの設置等の措置をとることが望ましい」とされており、公開型ＧＩＳのような方法での都市計画情報の整備に言及しているものの、公開型ＧＩＳの整備を行うかどうかも含めて、都市計画制度の運用は、自治事務として各地方公共団体自らの責任と判断によって行われるべきものである（都市計画運用指針Ⅰ）。また、公開型ＧＩＳの「利用許諾」においても、「この都市計画情報は都市計画その他の内容を証明するものではありません。詳細な情報は、Ｃ市役所都市計画課または建築指導課窓口でご確認ください」と明記されている。

そうすると、公開型ＧＩＳは、都市計画を表示した総括図、計画図及び計画書とは異なり、都市計画の内容を証明するものではないから、公開型ＧＩＳのみに基づいて、都市計画の内容を確認することはできないというべきである。

したがって、審査請求人が、本件計画の確認検査に当たって、公開型GISで検索した結果のみに基づいて、本件緑地が都市計画施設に該当しないと判断したことは、適正な確認検査とはいえず、その結果、本件計画が都市計画法53条1項に適合していないことを見過ごした
ことについて、審査請求人には過失があるというべきである。

(ウ) この点につき、審査請求人は、C市建築指導課に電話し、公開型GISで検索した本件緑地の内容について問い合わせたところ、担当者(氏名不詳)から明確な回答が得られず、河川排水課で確認するように指示を受けたので、河川排水課に河川法の許可の要否を確認したと主張する。

しかしながら、一件記録を精査しても、上記主張を裏付ける客観的な証拠書類は見当たらず、そもそも都市計画施設等の確認において河川法の許可の要否は無関係である。また、審査請求人が本件計画の確認済証の交付前に作成した「【確認申請】受付審査チェックリスト」において、都市計画法53条1項の許可に係る都市計画施設等の確認方法として、「照会」、「WEB」、「電話のみ」及び「議事録+電話」という項目が挙げられているところ、審査請求人は、このうち「WEB」という項目にのみチェックを付けていることに加えて、本件指定確認検査機関が、審査請求人からC市建築指導課に電話をしたとの記載がある経緯書及び確認検査業務における顛末書を作成し、審査請求人が、聴聞期日において同趣旨の陳述をしたのは、いずれも本件計画が建築基準関係規定に適合しないという事実が明らかになった後であることに照らせば、審査請求人が都市計画施設等の確認のためにC市建築指導課に電話をした事実を認めることはできない。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

ウ 公開型GISの誤情報について

審査請求人は、公開型GISでは、本件緑地が「都市施設」に分類されておらず、偽りの情報が公開されているから、審査請求人において過失はないと主張する。

しかしながら、公開型GISにおいて用いられているレイヤー及び凡例が都市計画法の用語と異なっていることをもって、公開型GISの情報が誤情報であるとはいえない。また、そもそも、公開型GISは、都市計画を表示した総括図、計画図及び計画書とは異なり、都市計画の内

容を証明するものではないから、審査請求人が、本件計画の確認検査に当たって、公開型GISで検索した結果のみに基づいて、本件緑地が都市計画施設に該当しないと判断したことが適正でないことは、前記のとおりであり、審査請求人の上記主張は、その前提を欠く。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

エ 結論

以上より、審査請求人が、本件計画の確認検査に当たって、公開型GISのみに基づいて本件緑地が都市計画施設に該当しないと判断したことは適正とはいえず、その結果、都市計画法53条1項の規定に適合しないことを見過ごしたことについて、審査請求人に過失がなかったとはいえない。

(2) 本件処分内容の妥当性について

ア 本件処分内容について

前記のとおり、審査請求人は、過失により都市計画法53条1項に適合しないことを見過ごし、本件指定確認検査機関に確認済証を交付させたものであるところ、このことは、建築基準法77条の62第2項5号（確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき）に該当する。そして、処分内容の決定は処分等基準別表に従って行うものとされているところ、審査請求人による上記の見ごしは、処分事由欄の「7. 確認検査の業務において、過失により建築基準関係規定に適合しない事項を見過ごした場合」に該当し、この場合の標準的な処分内容は「業務禁止1月から3月」とされている。そして、処分庁は、審査請求人の不正行為の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案し、標準的な処分内容を業務禁止1か月間と判断した上で、処分等基準5（4）ロ①（処分事由に該当する行為の内容が軽微であり、情状をくむべき場合）であって、特段の事情が認められる場合に該当するとして、1か月間を3分の1に軽減し、業務禁止10日間と決定した。

イ 処分等基準5（4）ロただし書の該当性について

審査請求人は、本件計画が建築基準関係規定に適合しないという事実が明らかになった後に、「速やかに法違反等の状態を解消するために自主的に措置」を採っているから、処分等基準5（4）ロ「処分を軽減できる場合」のただし書の「特に情状を考慮すべき事情があると判断できる場合には、文書注意とすることができると主張する」場合に該当すると主張する。

処分等基準5（4）ロただし書は、「違反建築物が現出する前に速や

かに法違反等の状態の解消を自主的に行うなど社会的影響が少なく」
（処分等基準5（4）ロ④「速やかに法令違反等の状態の解消を自主的
に行った場合」に該当）、かつ、「処分事由に該当する行為内容が軽微
である」（処分等基準5（4）ロ①「処分事由に該当する行為の内容が
軽微であり、情状をくむべき場合」に該当）等、「特に情状を考慮すべ
き事情があると判断できる場合には、文書注意とすることができる」と
記載している。

審査請求人が、C市から本件計画が建築基準関係規定に適合しない旨の
通知を受けた後、その旨を建築主に連絡し、工事の中止を求めた行為は、
不適合の見過ごしがあった場合に確認検査員として当然に行うべきもので
あって、処分等基準5（4）ロただし書にいう法違反等の解消を自主的に
行ったものとはいえないから、審査請求人の主張は採用できない。

ウ 結論

したがって、審査請求人に対する建築基準法77条の6第2項及び処
分等基準に基づく業務禁止10日間の処分は妥当なものと考えられる。

（3）結論

以上のことから、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問
に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	中	原	茂	樹	
委	員	福	本	美	苗	